

令和6年年末交通事故防止県民総ぐるみ運動における各機関・団体の実施結果

広島県環境県民局県民活動課

運動の重点	実施内容
○歩行者の安全な通行の確保	■県庁舎内へポスター、チラシを掲示
○高齢運転者及び二輪車運転者の交通事故防止	■県庁舎内へポスター、チラシを掲示
○飲酒運転等の根絶	■県庁舎内へポスター、チラシを掲示
○自転車等の安全利用の推進	■県庁舎内へポスター、チラシを掲示 ■交通安全運動期間中に、県庁内駐輪場において、自転車利用者に対して、ヘルメット着用促進のチラシを配布
○その他	■広島県ホームページに実施要綱、チラシ等を掲載 ■広島県ツイッター、フェイスブックに掲載 ■「ひろしまけん交通指導員だより2024年末号」に掲載 ■令和6年11月29日、基町クレドふれあい広場にて開始式等開催 ■県政情報ラック等へチラシを配架

中国運輸局

運動の重点	実施内容
○歩行者の安全な通行の確保	●職員に対し、歩行者への保護意識向上のため、横断歩道等における歩行者等の優先義務等の遵守を徹底するよう呼びかけた。
○高齢運転者及び二輪車運転者の交通事故防止	●職員に対し、二輪車の特性の周知やヘルメット等の正しい着用による被害軽減効果を啓発した。
○飲酒運転等の根絶	●令和6年12月10日から令和7年1月10日までの「年末年始の輸送安全総点検」において、事業用自動車運転時の飲酒運転防止対策も含め、運送事業者団体に自主点検の実施依頼をし、飲酒運転根絶を業界とともに取り組んでいる。 ●バス事故防止委員会に出席し、周知徹底を図った。
○自転車等の安全利用の推進	
○その他	●所属職員に対し、本運動の趣旨及び運動重点項目について周知し、注意喚起を行った。

広島労働局

運動の重点	実施内容
○歩行者の安全な通行の確保	
○高齢運転者及び二輪車運転者の交通事故防止	
○飲酒運転等の根絶	職員に対する本運動の周知及び飲酒運転の禁止についての周知徹底
○自転車等の安全利用の推進	職員に対し、通勤、業務により外出する際に自転車を使用する場合の「広島県自転車の活用の推進及び安全で適正な利用の促進に関する条例」の周知
○その他	

国土交通省 中国地方整備局 広島国道事務所

運動の重点	実施内容
○歩行者の安全な通行の確保	○交通安全に関するチラシ掲示・配布 ○歩道整備事業の推進による交通事故対策
○高齢運転者及び二輪車運転者の交通事故防止	○交差点整備・改良事業の推進 ○交通安全に関するチラシ掲示・配布
○飲酒運転等の根絶	○交通安全に関するチラシ掲示・配布 ○職員へのコンプライアンス教育
○自転車等の安全利用の推進	○交通安全に関するチラシ掲示・配布 ○自転車走行空間整備事業の推進による交通事故対策
○その他	○事故調査検討業務ヒアリング調査・意見交換（日本自動車連盟、12/5）

広島県教育委員会

重点実施項目	実施内容
○歩行者の安全な通行の確保	○児童生徒等が安全に登下校できるよう通学路等の安全確保を指導した。
○高齢運転者及び二輪車運転者の交通事故防止	
○飲酒運転等の根絶	
○自転車等の安全利用の推進	○通知「冬季休業中における児童生徒の指導について」において、自転車の「指導警告票交付件数」を示すとともに、令和6年11月1日から施行の道路交通法の改正「自転車の運転中における携帯電話の使用等の禁止」及び広島県道路交通法施行細則の改正の内容を示し、自転車利用時の早めのライト点灯、反射材用品やLEDライト等の活用による危険予測・危険回避能力を高める交通安全指導の徹底、自転車乗車時のヘルメット着用について指導した。
○その他	○年末交通事故防止県民総ぐるみ運動の実施について、児童生徒へ周知を図るため、各学校へポスターを配付した。

広島県警察	
重点実施項目	実施内容
○歩行者の安全な通行の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の交通ボランティア、教職員、PTAと連携し登校時間帯の通学路において児童等の保護誘導活動を実施した。(呉署) ○横断歩道の整備に伴う横断体験会において歩行者等に対し反射材用品等着用の広報啓発を実施した。(交通規制課・交通企画課) ○保育園に3色の餅を配布し、歩行者が守るべきことを指導する交通安全教室を開催した。(廿日市署) ○幼稚園児に対し横断歩道の渡り方の交通安全教室を開催した。(福山西署)
○高齢運転者及び二輪車運転者の交通事故防止	<ul style="list-style-type: none"> ○地域の自治会員と連携して幟旗を持ち県道沿いに立って通過車両に対して速度抑制を呼び掛けた。(福山北署) ○郵便配達員に対して二輪車の交通事故防止等についての交通安全講話を実施した。(三原署) ○高齢運転者を対象とした体験型の「運転者ドック」を開催した。(福山西署)
○飲酒運転等の根絶	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所職員に対して飲酒運転防止等の交通安全講話を実施した。(広島中央署) ○小学生等が県道沿いで運転者等に対して3色の餅を配布しながら、飲酒運転の根絶等を呼び掛けた。(安佐北署) ○県警音楽隊の演奏に合わせて高校の書道部員が書道パフォーマンスを行い飲酒運転根絶を呼び掛けた。(福山東署) ○県下一斉飲酒取締りを実施した。(県内署)
○自転車等の安全利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○通学時間帯に自転車指導啓発重点路線の出汐町交差点において、通学中の高校生等に対する自転車街頭指導を実施した。(広島南署) ○事業所従業員に対して、ヴィクトワール広島の手と連携した自転車交通安全講習を開催した。(大竹署) ○千代田中学校生徒に対し交通事故再現スタントによる自転車交通安全教室を開催した。(山県署) ○高校生と連携した自転車街頭指導啓発キャンペーンを実施した。(交通企画課・広島西署)
○その他	<ul style="list-style-type: none"> ○SNS・オトモボリス・デジタルサイネージ等による同運動の広報啓発を実施した。(交通企画課) ○県警察管理の道路情報による広報啓発を実施した。(交通規制課) ○竹原・大崎上島地域安全情報共有ネットワークに関する協定の締結式を実施した。(竹原署) ○防災無線を活用し同運動の広報啓発を実施した。(廿日市署) ○三次市内3つの園に赴き、チャイルドシートの正しい着用の広報啓発を実施した。(三次署)

広島県健康福祉総務課	
重点実施項目	実施内容
○歩行者の安全な通行の確保	<p>次の2点を局内に周知した。</p> <p>(1) 夜間等の運転中は、対向車や自分の車のヘッドライトが交差する位置にいる歩行者が見えなくなる現象が生じ、直前にならないと歩行者が発見できないことが多く、死亡事故につながりやすいので注意すること。</p> <p>(2) 歩行者も道路を横断する際は、自分の目で安全を確認し、駐車車両や通行車両の直前・直後の横断には注意すること。</p>
○高齢運転者及び二輪車運転者の交通事故防止	同上
○飲酒運転等の根絶	<p>次の内容を局内各課に周知した。</p> <p>・お酒を楽しむ機会が多い時期だが、運転者は飲んだら運転せず、公共機関や運転代行を利用するように促し、アルコールが含まれない飲み物にするなどの対策を講じること。</p>
○自転車等の安全利用の推進	同上
○その他	

広島県道路整備課	
重点実施項目	実施内容
○歩行者の安全な通行の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○歩道パトロールの実施 →歩道の段差箇所の把握、道路付属物の異常箇所の把握、支障となる草木の撤去等
○高齢運転者及び二輪車運転者の交通事故防止	
○飲酒運転等の根絶	
○自転車等の安全利用の推進	
○その他	<ul style="list-style-type: none"> ○道路情報提供装置による広報・啓発 『交通安全運動実施中!』『年末交通事故防止(県民総ぐるみ)運動実施中』 ○パトロール(夜間含む)の実施 ○委託業者による道路巡視 →異常箇所の発見及び応急措置、占用工事等の施工状況の把握区画線(視認性低下等)、防護柵(欠損、損傷等) 交通安全施設・道路工作物ならびに道路不法占用物件有無 案内標識の輝度状況確認

西日本高速道路(株)中国支社	
重点実施項目	実施内容
○歩行者の安全な通行の確保	年末交通事故防止県民総ぐるみ運動ポスターの掲示
○高齢運転者及び二輪車運転者の交通事故防止	年末交通事故防止県民総ぐるみ運動ポスターの掲示
○飲酒運転等の根絶	年末交通事故防止県民総ぐるみ運動ポスターの掲示
○自転車等の安全利用の推進	年末交通事故防止県民総ぐるみ運動ポスターの掲示
○その他	11/29(金)年末交通事故防止県民総ぐるみ運動開始式に参加し、チラシ等を配布

広島県道路公社	
重点実施項目	実施内容
○歩行者の安全な通行の確保	
○高齢運転者及び二輪車運転者の交通事故防止	
○飲酒運転等の根絶	

○自転車等の安全利用の推進	
○その他	管理事務所・公社内にはポスター掲示 道路情報板への掲示
(公財) 広島県交通安全協会	
重点実施項目	実施内容
○歩行者の安全な通行の確保	・街頭キャンペーン、車両パレード等の実施、テント村の開設 ・通勤、通学時の交通監視、交通誘導の実施 ・広報車による広報活動の実施 ・企業対象交通安全講習会、園児対象交通安全教室の実施
○高齢運転者及び二輪車運転者の交通事故防止	・街頭キャンペーン、車両パレード等の実施、テント村の開設 ・通勤、通学時の交通監視、交通誘導の実施 ・広報車による広報活動の実施 ・高齢者対象交通安全教室の実施 ・二輪車の無料安全点検の実施
○飲酒運転等の根絶	・街頭キャンペーン、車両パレード等の実施、テント村の開設 ・広報車による広報活動の実施 ・高校生とコラボした書道パフォーマンスで飲酒運転撲滅を呼びかけ ・企業対象交通安全講習会の実施
○自転車等の安全利用の推進	・街頭キャンペーン、車両パレード等の実施、テント村の開設 ・自転車通学・通勤者に対する街頭指導、交通監視等の実施 ・小・中・高校生対象交通安全教室の実施 ・自転車の安全点検と反射材の取り付け実施
○その他	・運転免許センター、各警察署等に安全運動横断旗、幟旗、電光掲示板等を掲出、広報 ・ポスター、チラシを製作し、掲出、配布 ・ホームページ、各種SNSで広報 ・機関紙「交通ひろしま」を発行し、各家庭、企業等に回覧配布 ・スーパー店内放送、エフエム放送、町内有線放送等広報の実施 ・交通安全ビーチパレード大会の開催 ・カーブ選手を招聘して交通安全大会の開催 ・企業の協力を得て、交通安全が「スター」優秀作品のラッピングトラックを運行
(一社) 広島県安全運転管理協議会	
重点実施項目	実施内容
○歩行者の安全な通行の確保	○会員事業所が通学路等において、交通監視や交通誘導を実施しました。 ○交通少年団、交通安全推進隊等の交通関係機関と連携し、通学児童等に対する交通安全指導を実施しました。 ○キャンペーンで、歩行者の靴に反射材の取付けを行いました。
○高齢運転者及び二輪車運転者の交通事故防止	○キャンペーンで、高齢者に対してシニアカーの体験乗車やクイックキャッチャー等の身体能力体験テストを行い、また免許返納やサポートカーの利用の呼びかけを行いました。 ○のぼり旗や会社内の電光掲示板で、二輪車や高齢者の事故防止を広報しました。
○飲酒運転等の根絶	○交差点や事業所内に「飲酒運転根絶」ののぼり旗を掲示し周知徹底を図りました。 ○事業所内の安全衛生委員会等で飲酒運転の根絶を社員に周知しました。 ○飲食店に対して、飲酒運転根絶の「手形ポップ」やチラシを配布しました。 ○キャンペーンで警察音楽隊と高等学校書道部がコラボした書道パフォーマンスを行い、「飲酒運転撲滅」と書かれた大文字を披露しました。
○自転車等の安全利用の推進	○事業所において自転車の任意保険の加入状況を確認しました。 ○高等学校の正門等で自転車利用者にチラシや啓発グッズを配布して安全な自転車利用の呼びかけを行いました。
○その他	○各地区において、地区会長から会員事業所に対して通知文を发出し、年末締ぐるみ運動の周知と徹底を図りました。 ○各地区とも開始式、出動式、パレードを関係機関と連携して行いました。
(一社) 広島県指定自動車学校協会	
重点実施項目	実施内容
○歩行者の安全な通行の確保	○幼稚園、保育園等において、園児らに横断歩道のわたり方等体験指導を実施(2校) ○小学校児童の通学路において、横断歩道通行時の誘導、見守り活動を実施(5校) ○職員により、教習所周辺のカーブミラーを清掃し、歩行者又は車両の安全な通行を確保(1校) ○朝礼等において、職員に対し、横断歩道を横断しようとする歩行者優先保護を指示(1校) ○路上教習において、教習生に対し、歩行者保護の指導を強化、意識づけの徹底(1校) ○朝礼等において、職員に対し、教習者・送迎車等の早めのライト点灯を指示(1校) ○各講習において、横断歩道通過時における歩行者保護の徹底指導(10校) ○各講習において、夜間走行時における上向きライトの活用、早めのライト点灯について指導(7校) ○「みんなで歩行者事故ゼロプロジェクト」との連携(1校) ○送迎車及び職員使用車両による日没1時間前のライト点灯運動の実施(1校) ○各講習において、夜間歩行時における反射材やLEDライトの活用を指導(9校) ○管内警察署作成の歩行者の安全な通行を内容とした「安全な横断方法」のポスターを校内に掲示(1校) ○各講習において、歩行者優先意識向上に向けた新聞記事の切り抜き等を活用し指導(1校) ○主要道に設置の電光掲示板に、交通安全運動のポスター画像、注意喚起等の表示により歩行者保護、歩行者の優先通行の確保等を繰り返し広報(2校)
○高齢運転者及び二輪車運転者の交通事故防止	○高齢者講習において、高齢者の交通死亡事故の事故事例、事故防止について指導、加齢による動体視力、視野、運動能力の低下、安全運転サポート車への乗り換え等説明(25校) ○出張型の高齢者対象の交通事故防止教室を開催し、運転走行時の注意点、歩行時の安全確保について指導(1校) ○高齢者講習受講者による急制動抑制装置装備車両の乗車体験(1校) ○高齢者の交通事故防止ポスターの掲示(1校) ○二輪車講習において、二輪車の特徴的な事故事例、他車から見た視覚特性、走行時の運転の危険性や防犯策、ヘルメットやプロテクターの着装により衝突時の被害軽減等を説明(18校) ○二輪車を使用し来所する職員、教習生及び各講習受講者に対し、機会ある毎に、交差点での右直事故の防止、ヘルメットやプロテクターの着用等の声かけ(1校) ○二輪シミュレーター室内において初心運転者による二輪車事故の多発傾向、発生場所等のポスターを掲示し注意喚起(1校)

○飲酒運転等の根絶	<ul style="list-style-type: none"> ○各講習において、飲酒運転の罰則、飲酒運転事故による悲惨な末路等について説明し飲酒運転根絶を意識づけ（13校） ○校内において「飲酒運転の撲滅、根絶又は追放」の広報用ポスター・幟旗・看板等の掲示、教習生及び受講生にチラシの配布、教習車両・送迎車等にマグネットシートを貼付（10校） ○校内に飲酒運転防止コーナーを設置し、飲酒運転根絶の幟旗、パネルの掲示、飲酒運転根絶チラシ入りティッシュを配布（2校） ○卒業検定合格者に飲酒リスクカードの配付（1校） ○各講習の受講者に「飲酒状態体験ゴーグル」装着により酩酊状態を体験させて、飲酒運転の危険性を体験（3校） ○職員の出社時・退社時にアルコールチェックを実施し、飲酒運転防止を意識づけ（3校） ○校内の大型モニターに「HIROSHIMA飲酒運転ゼロPROJECT」放映（1校）
○自転車等の安全利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○主要交差点において交通監視活動を実施し、自転車利用者に対しヘルメット着用を声かけ指導（1校） ○地元の高校において、自転車利用の交通安全教室を開催（1校） ○各講習において、自転車安全利用五則、自転車乗車時のヘルメット着用の徹底、薄暮時・夜間走行時の危険性、自転車の交通ルール違反における罰則強化について指導（11校） ○自転車を利用して来校する教習生及び受講者に対し、自転車の交通ルール、罰則強化、ヘルメットの着用等の声かけ実施（1校） ○校内に特定原動機付自転車展示し、走行時の注意喚起（1校） ○校内に自転車安全利用五則、自転車の交通違反罰則強化等法改正を内容とする広報用ポスター・幟旗の掲示（6校） ○校内のモニターテレビに「自転車の危険運転に対する罰則強化」を内容とした映像を流して注意喚起（1校）
○その他	<ul style="list-style-type: none"> ○交通安全運動出発式、街頭キャンペーン等に参加（11校） ○交通安全運動実施中、リボンの着装、幟旗・看板・懸垂幕・ポスターの掲示、チラシの配布、教習車両・送迎車両等にマグネットシートを貼付（22校） ○SNSで交通安全運動実施期間中を広報（1校） ○安全運転管理者の選任事業所における参加・体験・実践型の「セーフティドライブ実践塾」を開催し管理能力を向上（1校） ○新入社員対象の企業研修を実施（1校） ○学校付近の清楚活動の実施（1校） ○全職員に交通安全運動の運動の重点、学校の取組等のチラシを配布し、交通安全意識を醸成（1校）

広島県交通安全母の会

重点実施項目	実施内容
○歩行者の安全な通行の確保	幼児・児童・生徒の登下校時にあいさつおよび見守り活動を実施した。
○高齢運転者及び二輪車運転者の交通事故防止	
○飲酒運転等の根絶	
○自転車等の安全利用の推進	
○その他	

広島県二輪車普及安全協会

重点実施項目	実施内容
○歩行者の安全な通行の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・県下二輪販売店店頭で安全指導を実施 ・職員に向け夕暮れ時の早めのライト点灯と横断歩道における歩行者保護の周知徹底
○高齢運転者及び二輪車運転者の交通事故防止	<ul style="list-style-type: none"> ・傘下会員、二輪販売店にてバイクの安全な乗り方の小冊子、チラシ等の啓発物を配布し安全指導を実施 ・高齢者に対し思いやりを持った安全運転の励行を推進 ・ヘルメットの正しい着用とプロテクター装着の促進ポスター作成 「ヘルメットのおご紐は緩みがないようしっかりと締めましょうプロテクターで胸部を守ろう」
○飲酒運転等の根絶	<ul style="list-style-type: none"> ・飲酒運転追放のポスターの掲示 来客・職員に広報啓発 ・飲酒運転の悪質性・危険性の理解や飲酒運転行為を是正させるための運転者指導 ・ハンドルキーパー運動普及促進 ・飲酒運転の悪質性・危険性、反社会的行為であることの周知徹底 ・運転前のアルコール検知器使用の周知徹底
○自転車等の安全利用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・二輪販売店店頭・街頭で安全指導 自転車安全利用五則の周知徹底 自転車の安全性能の確保 安全点検実施（整備不良車・改造車の指摘 復元指導） ・幼児・児童のみならず 自転車乗用時における乗車用ヘルメット着用と幼児二人同乗用自転車の安全利用の促進
○その他	<ul style="list-style-type: none"> ・年末交通事故防止運動 新聞広告に協賛 12月1日 中国新聞朝刊 ・傘下会員、地区二輪車普及安全協議会（県下27地区）へ運動実施の要綱ポスター・チラシ等の配布、及び運動の重点の案内文送付し安全運動活動を依頼 ・各地区において、関係機関と連携し、街頭での交通安全PR活動に参加 ・街頭でバイク・自転車の無料安全点検の実施 ・国内4銘柄より広島県内の販売店に二輪車者に対する交通安全啓発推進と年末事故防止運動のお願いと推進を依頼 ・SNS（エックス）を使って広島県警の交通安全関係のポストをリポスト ・二輪車普及安全協HPを使って交通安全の広報啓発活動

(一社) 広島県タクシー協会	
重点実施項目	実施内容
○歩行者の安全な通行の確保	・夕暮れ時や夜間における歩行中の反射材用品の着用やLEDライト携行等を推進した。 ・交通ルールの遵守はもちろんのこと、特に歩行者に対する「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持って運転するよう、強く呼び掛けた。
○高齢運転者及び二輪車運転者の交通事故防止	・高齢ドライバーが居る家族内で、運転技量の話し合い等について、積極的に検討するよう呼び掛けた ・二輪車等の特性を理解して、タクシー業務を推進するよう点呼時等に都度指示した。
○飲酒運転等の根絶	・プロのドライバーとして飲酒運転は絶対にあってはならないことを重ねて指示するとともに、点呼時におけるアルコールチェックを徹底した。 ・飲酒運転の罰則や行政処分など、厳しい処分となることを改めて周知した。
○自転車等の安全利用の推進	・自転車安全利用五則と法改正による罰則の強化について周知を図った。 ・自転車も「車両」であるということを改めて認識させるとともに自転車の交通マナーについても周知した。
○その他	・違法な客待ち駐停車について、苦情が多く寄せられていることから、再度事業者に対して乗務員教育を徹底するよう指示した。

広島県個人タクシー協会	
重点実施項目	実施内容
○歩行者の安全な通行の確保	広報及びポスターの掲示等、右左折時の安全確認 歩行者への安全確認、歩行者の安全確保の徹底と交通ルールの遵守及び 交通マナーの向上を事業者団体を通じ事業者に呼び掛けた。
○高齢運転者及び二輪車運転者の交通事故防止	高齢者の交通事故防止。車両に交通安全ステッカーを貼付し、事故防止の自覚を促すと同時に一般車両にも周知を図る安全運転の徹底と交通ルールの遵守及び交通マナーの向上を事業者団体を通じ事業者に呼び掛けた。
○飲酒運転等の根絶	広報及びポスターの掲示等により、飲酒運転の悪質性・危険性を訴えるとともに飲酒運転をしない、させないを組合員に周知徹底を図った。
○自転車等の安全利用の推進	広報及びポスターの掲示、交通安全運動中のステッカー貼付自転車利用者に対する行動の予測、注意をしながら車の徐行運転するようを事業者団体を通じ事業者に呼び掛けた。
○その他	今回のスローガンと運動の重点を各自の携帯メールへ一斉送信し、常に注意を促す様呼びかけた。

(公社) 広島県トラック協会	
重点実施項目	実施内容
○歩行者の安全な通行の確保	○ 協会本部 ・テレビCM～期間中、民放テレビ局4社のCMを利用し、高齢歩行者等の交通安全に関するCM放映を行った。 ・ラジオ放送～期間中の毎朝夕にRCCラジオを通じて、歩行者には反射材の活用等、運転者に対しては上向きライトの活用等についてCM放送を行った。
○高齢運転者及び二輪車運転者の交通事故防止	○ 協会本部 ・テレビCM・ラジオ放送～12月10日「高齢者の交通安全の日」に民放テレビ局4社のCM放映、及びRCCラジオを通じて、高齢者の交通安全広報を行った。
○飲酒運転等の根絶	○ 協会本部・各支部 ・テレビCM～期間中、民放テレビ局4社のCM放映を利用し、飲酒運転根絶の啓発広報を行った。 ・「飲酒運転の根絶」を広島県トラック協会実施計画の最重点項目と掲げ、各支部を通じて各事業所へ「飲酒運転の根絶」の幟旗の掲出を依頼するとともに、点呼時における確実な飲酒検査の実施を依頼し、飲酒運転根絶の意識高揚を図った。
○自転車等の安全利用の推進	○ 協会本部 ・トラック広報12月号へ「自転車等の安全利用の推進」の広告を掲載し、ヘルメット着用等の自転車安全利用5則を訴えた。
○その他	○ 自治体・県警・交通安全協会等と協働し、各種キャンペーンへ13回参加し、自動車・自転車・歩行者等に交通事故防止を呼びかけるとともに、反射材等の啓発グッズを配布した。 ○ 新聞広告～12月1日の中国新聞朝刊に年末交通事故防止県民総ぐるみ運動の連合広告を掲載した

自動車安全運転センター広島県事務所	
重点実施項目	実施内容
○歩行者の安全な通行の確保	○11月29日県庁で行われた年末総ぐるみ運動開始式に所長が出席し、本運動の気運を盛り上げた。 ○ポスター等の掲示・配布 事務所窓口、勤労業務申請コーナーにポスターを掲示し、協力団体・企業・来訪者等にポスター、チラシを配布して本運動の周知を図った。 ○優良運転者講習受講者等への広報 SDカード勤労業務時に受講者・来訪者に対して本運動の実施・重点等を広報して交通事故防止啓発を行った。
○高齢運転者及び二輪車運転者の交通事故防止	同上
○飲酒運転等の根絶	同上
○自転車等の安全利用の推進	同上
○その他	○職員の本運動の趣旨・重点を周知し、県民の手本となるよう安全運転を実践させた。